

## 第4回小樽市保育所の在り方検討委員会 会議概要

日 時 : 平成21年5月13日(水) 16:00~17:15 (1時間15分)  
場 所 : 小樽市役所別館3階 第1委員会室  
欠席委員 : 野村副委員長  
事務局 : 福祉部長、福祉部主幹(保育施設担当)、

(注) 発言にかかる委員の個人名は表記しておりません。

委員長	<p>それでは、新年度に入りまして初めての委員会になりますが、第4回小樽市保育所の在り方検討委員会を開催します。</p> <p>議題に入る前に、資料が配布されておりますので、事務局から資料の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは資料を説明いたします。</p> <p>小樽市では、子育てプラン後期計画策定のためのニーズ調査を3月中に行いまして、前回よりも数ポイント高い71%の回収率で回収いたしました。現在、細かい部分の集計作業を行っています。</p> <p>今日は、在り方検討委員会でお話のありました「保育所を選ぶときに希望する場所」に関して、「希望する場所」と「実際に通っている場所」についての集計結果などを御紹介したいと思います。</p> <p>まず、「保育所を選ぶときに希望する場所」についてですが、1ページ目の上の表になります。「自宅の近く」を希望する方が185人で68.8%、「通勤途中」を希望する方が25人で9.3%、「勤務先の近く」を希望する方が36人で13.4%、以下、「その他」、「特にない」、「無回答」がそれぞれあります。回答者の合計は269人となっておりますが、これは、就学前児童のニーズ調査に回答いただいた623人の中で、認可保育所利用者が269人いたということです。</p> <p>話を戻しまして、「保育所を選ぶときに希望する場所」について、回答者の居住地区別ではどうなるのかということで、塩谷地区、長橋・オタモイ地区、高島地区、手宮地区、中央地区、山手地区、南小樽地区、朝里地区、銭函地区の9つの地区に分けて見ますと、「自宅の近くを希望する方」が全体では68.8%、約7割を占めており、各地区とも50%以上で第1位になってはいますが、中でも80%以上なのが塩谷地区、高島地区、手宮地区、銭函地区です。50%台にとどまっているのが南小樽地区と朝里地区です。</p> <p>次に、「通勤途中の場所」を希望する方については、全体では9.3%約1割ですが、地区別に見ますと、比較的多いのは長橋・オタモイ地区の18.8%で、少ないのは塩谷地区、銭函地区で0%となっています。</p> <p>次に、「勤務先の近く」を希望する方については、全体では13.4%1割強ですが、比較的多いのは中央地区、南小樽地区、朝里地区、銭函地区で15%を超えています。逆に10%を切っているのは長橋・オタモイ地区と手宮地区です。</p> <p>これらの結果を総じて申し上げますと、地区によって若干の相違があるものの、「自</p>

宅の近く」を希望する方の割合が一番高いということが言えると思います。

地区の特徴としては、中央地区、南小樽地区、朝里地区、銭函地区では「勤務先の近く」を希望する方の割合が他の地区よりやや高く、長橋・オタモイ地区では「通勤途中」を希望する方の割合が他の地区より高いということになるかと思っています。

次に、「実際に通っている保育所の場所」についてですが、下の表になりますが、「自宅の近く」がやはり第1位ですが、割合は58.4%と上の表の希望するものより10ポイントほど低くなっています。「通勤途中」については13%で、希望する内容より4ポイントほどアップ、「勤務先の近く」については14.1%とほぼ同じです。

地区別に見て、希望する内容と実際に通っているものとで大きな違いのある地区はどこかということで見ますと、塩谷地区では「自宅の近く」が70%となっておりまして、希望する数値よりも20ポイントほど低くなっており、「勤務先の近く」が10ポイントほど高くなっています。また、山手地区、南小樽地区、朝里地区では、「自宅の近く」が希望よりも10ポイントから20ポイントほど低くなっています。

このほか、今回のニーズ調査では、多数の項目を調査しましたが、その中で、保育所に関わる設問の中から、いくつかを御紹介いたします。これは次のページになります。

まず、左上の表ですが、「保育サービスの利用の有無」についての設問です。

ここでいう保育サービスとは、保育所に限らず、幼稚園や認可外保育施設や一時保育なども含みますが、「利用」が481人、77.2%、「未利用」が140人、22.5%、無回答が2人で合計623人となっています。この623人というのは、就学前児童の調査にお答えいただいた全数になります。これは、5年前の調査に比べて「利用」が4ポイントほど増えています。

次に、その下の「利用している保育サービスの種類」ですが、保育サービスを利用している481人の方が複数回答されたものでして、「認可保育所」が53.8%、「幼稚園」が36.6%、「認可外保育施設」が5%などとなっています。

次に、その下の「保育サービスを利用している理由」ですが、保育サービスを利用している481人の方が回答されたもので、「就労中」が59.9%、「求職中」が2.1%、「子の教育のため」が19.1%などとなっています。この設問は、今回選択項目が新しくなっていますので前回とは直接比較できません。

次に、中央の一番上の表、「保育サービスを利用していない理由」ですが、これは、最初の設問の未利用者140人の回答になりますが、「未就労」が46.4%、「保育サービスに空きなし」が2.9%、「経済的理由」が7.9%、「子が小さいため」が25%などとなっています。

次に、中段の「保育サービスの利用希望」ですが、これは、保育サービスを利用している方も含めた全員623人の方の複数回答になりますが、「認可保育所」が11.8%、「幼稚園」が22.3%、「認可外保育施設」が1.2%、「事業所内保育施設」が4.5%などとなっています。

次に、その下の「利用したい理由」ですが、「現在就労している」が36.5%、「そのうち就労したいと考えている」が28.8%などとなっています。

次に、右上の表「母親の就労の有無」ですが、「フルタイム」が27.8%、「休業中」が3.5%、「パート・アルバイト」が27.3%で、この3つで58.6%、このほか「未就労」が38%となっています。

次に、その下の「未就労の母の就業希望の有無」ですが、「1年以内に有り」が26.

6%、「1年より先で子どもが大きくなってから」が59.1%などとなっています。  
次に、その下の「就労希望がありながら働いていない理由」ですが、「保育サービスが利用できない」が6.9%、「働きながら子育てできる仕事がない」が26.1%、「子どもが大きくなるまで自分のもとで過ごさせたい」が50.7%などとなっています。  
残りの2つの表は、一番最初に1ページ目で説明した、場所の希望についてと同じものです。資料の説明は以上です。

- 委員長      ありがとうございました。ただいま事務局から資料についての説明がありましたが、この件について御質問、御意見等がありましたら、お願いします。
- 委員        調査期間を参考までに教えていただきたいのですが。
- 事務局      調査期間は、今年の2月9日から3月14日までです。
- 委員長      ほかに御質問ありますか。
- 委員        もう一つよろしいですか。保育サービスの利用希望という問11についてですが、前回のところに横線が引いてあるのは、質問項目がなかったということですか。
- 事務局      そうです。前回は、この項目はなかったということです。
- 委員        それが今年は項目がでてきたので、分散したと考えていいですか。
- 事務局      おそらくそうだろうと推測しております。
- 委員        わかりました。
- 事務局      今の話ですが、前回の問11の認可保育所のところで、前回の調査では51.1%が認可保育所で、今回の比率が11.8%と大きく違っております。  
今のお話ありました特別保育のメニューの延長保育、一時預かり、病児・病後児保育ですとかが新たに回答の項目として設定されたものですから、そういうところに分散したのではないかと考えています。前回と比較すると複数回答になっていることで、比較できなくなっている感があります。
- 委員長      ほかに御質問等ないですか。  
では、後ほど議論の中でもわからないところがあれば御質問いただくということで、本日の議題であります保育所の役割について進めていきたいと思っております。  
保育所の役割という点で公立・民間保育所を問わず、保育所の基本的な役割として、親が日中、仕事で面倒を見ることができない子どもを保育することがあげられます。  
近年は、親の働き方も多様化し、求められる保育ニーズも多様化しているところです。今後の保育所における認可保育所の役割、あるいは公立と民間が役割を分担する必要があるかどうか、あるとすればどのように分担していくのがよいかということについて、御意見を伺いたいと思っております。  
まず、最初に認可保育所における公立と民間保育所は現時点で役割が違っているのかどうか。現時点で果たしているサービスというのは同一なのかどうか。仮に違いがあるとすれば、どういう点があるのか。あるいは、現在、役割分担がないとしても将来的に役割分担をする必要があるのかどうかといった点について、保育所の園長先生から日々のお仕事を通してのお話を聞いた後で、ほかの委員の皆様からもお話を伺っていき

では、日頃の保育業務を通して認可保育所における公立保育所と民間保育所ではこういう点が違うのではないか、あるいは違いはない、あるいは違いはないがあった方がいいといった御意見をお聞かせください。

委員 民間で一時保育という形で行っている園が何園かありまして、公立では一時保育という形はないです。延長保育も公立よりも民間の方が多様な状況です。

委員長 公立で延長保育をしているところはあるのですか。

委員 あります。赤岩保育所と銭函保育所です。

委員長 延長保育の時間とかは公立も民間も同じですか。

委員 公立も民間も、延長保育は7時までです。

一時保育を希望される方は、今すごく多いです。民間で一時保育を行っている園は何箇所ですか。日赤保育所、ゆりかご保育園、あとあかつき保育園は自主事業で行っています。問い合わせもかなり多いです。

委員長 民間で一時保育を行っているところは3か所ですね。

委員 そうです。今度、あおぞら保育園がやります。

事務局 6月からあおぞら保育園が行う予定で、それを含めての3か所です。

委員 民間では、公立の保育の仕方を全部押さえているわけではなく、それぞれ1園ずつ独立した形で行っていますが、公立はやはり人事異動もありますし、同じような流れで行っているとは思いますが、民間は保育内容もそれぞれの園が、それぞれのやり方で行っています。

委員長 ほかの委員の方はどうですか。

委員 あと公立の方は、子育て支援を行っていますが、民間は子育て支援は行っていません。

委員長 事務局の方でどうですか。民間と公立保育所の際立った違いとありますか。

事務局 やはり、今言われたように子育て支援センターというのが民間では行っておりません。公立は、赤岩保育所と奥沢保育所の2か所で「げんき」と「風の子」という子育て支援センターを設置していますが、民間保育所では子育て支援を行っているところは、基本的にはないです。

委員 園開放ということで各園で月1回とか2回とかどなたでもどうぞという形で開放はしております。ただ、支援センター的なきちとした基盤があってということではなく、普段の保育へどうぞ遊びに来てくださいという形で、どこの園も開設していますが、センター的な役割とは違います。

委員長 民間でこの子育て支援事業をしないのは、何か理由があるのですか。

事務局 やはり、一般の保育ですと決められたルールで保育料が入りますが、子育て支援センターというのは、園開放ということもありますが、いろいろな事業をやりますと、人なり労力がかかります。保育所に保育に欠ける子どもだけでなく、それ以外の親子が来ま

スト的に合わないので、現実としてできないということだと思います。

委員長　　そういう単発で子育て支援センターにくるお母さんとお子さんは、お金を払わないわけですね。

事務局　　小樽市の場合は、基本的には無料になっています。

委員長　　園開放というときも、お金をとらないのですか。

委員　　そうです。

委員長　　予算措置がないから、なかなかできないということですね。

委員　　保育園の子どもたちだけではなくて、どの家庭の子どもたちも育てましょうということで、どうぞいらしてくださいという形で、それぞれの園で、うちは回覧板に入れたりとかポスターを掲示したりという形でやっていますが、いる人数で普段の保育をしながら開放しているという形なので、特別に何か形式だってという形にはなっていません。

委員長　　そうすると認可保育所で、公立と民間の違いの1つには、公立保育所は子育て支援センターという形で運営することが可能だけれども、民間の場合には、それをする人員の問題とか予算の問題とかが厳しくてなかなかできない。他方で一時保育や延長保育あるいは独自色のある保育サービスは民間の方が公立よりもやっているところが多い。それは、一定程度保育料も入るし、予算的な面で可能だということですね。

委員　　小樽市から、補助金が入りますので、できるという形です。

委員長　　今、現状の認可保育所、公立と民間のサービスの違いなどを挙げていただきましたが、ほかの委員の方から何か公立と民間保育所の役割で、こういうのがあるのではないとか、御質問をまずお願いします。

委員　　保育料は、民間も公立も同じですか。

事務局　　扶養する親の所得の関係で、公立も民間も同じ保育料になります。

委員長　　民間保育所でも予算措置がなくなり財政的な裏づけがあると子育て支援的な事業もされてみたいとかありますか。

委員　　公立の子育て支援センターの内容というのは、情報紙はいただいているのですが、実際どのくらいの人数が利用しているかということについては、私たちはわからないのでその辺の中の実情がわかれば、それぞれ考えるとは思いますが。

委員　　他都市では、民間でもやっているところはあります。

委員長　　それはその都度費用を徴収しているのですか。

委員　　詳しくはちょっとわかりません。

事務局　　他都市では、NPO法人で運営しているところもあります。収入面では、どういうふうになっているか、他都市の例はわからないのですが、基本的に収入の上がる事業とはいいにくい、ほとんど収入の上がるものではないはずですが、どのように運営しているのか、市の補助はあるとは思いますが、全額か何かほかの事業と抱き合わせなのかもしれません。

委員長 小樽市の子育て支援というのは、活発にやられているのですか。

事務局 子育て支援センターという場所に地域の親子が来ていただくこともあれば、市内のいろいろな町内会館に、子育て支援センターの保育士が2人ほど出向いて行って、町内会館で地域の子育て親子を集めて交流事業をすとか、いろいろなものがありますが、1か所10組から20組くらいの親子がきているという感じです。

2時間くらいの時間で、自由な遊びの時間もあれば、保育士が中心となって手遊びを教えたり、あと、おもちゃを持ち込んで、そのおもちゃで自由に遊んでもらったり、その間は同じ1つの部屋でするので親同士の交流もできますし、そのようなイメージです。

委員長 その保育士というのは、通常の勤務時間を本務である保育所から抜けて町内会館に向かい、子育て支援に携わるのですか。

事務局 小樽市の場合は、子育て支援センターの専任の保育士を配置しておりまして、その方が出向いたりします。その方は、通常の人事異動で一般の保育に入ることもあれば、子育て支援センター担当になることもあります。

事務局 奥沢保育所、赤岩保育所、それぞれ専任の保育士は2名です。

委員 その子育て支援センターに通ってくる子どもさんとかお母さんとかは未就労の方がほとんどですか。

事務局 時間が日中の事業になりますので、ほとんどが未就労の方になります。

委員長 子育て支援と一時保育や延長保育などについて、民間と公立の違いが見られるという点を御指摘いただきましたが、ほかに何かこの点について、御質問等のある方はおりますか。

それでは、こういう違いをどう評価するかはこの後に置いておいて、次に認可保育所と無認可保育所で何か役割分担があるのかどうか、なければいいですけども、あるとすればどういう点があるのかということについてお話を伺いたいと思います。

委員 無認可保育所というのは、本当は小樽市がきちっと保育をやっていれば、無くてもよい存在だと私は思っています。なぜかというと、片方の認可保育所では公的なお金が使われて子どもが安全にということが保証されておりますが、無認可の場合は、補助金がありますが、後は全部保護者の保育料で賄われています。

後は施設も、そうでないところもありますが、普通の民家を使っているんで、園庭もなければ、ホールもないということで、環境的にはすごく劣悪なんです。そういった点を考えれば、本来的には、小樽市が保育をやるべきだと私は思っています。

それで、小樽市の不足の部分を、一時保育であったり、パートにいらしているお母さんが、第2子が生まれるので預かってほしいとか、おじいちゃんやおばあちゃんがみていたが、緊急に病気で入院するので預かってほしいとか、緊急性を要する一時保育というのが、すごく多いです。そういうのは、認可保育所では扱っていません。

延長保育も、看護師や郵便局の職員などでも、親の就労時間がすごく長くなって、9時まで延長保育をやっていますが、8時までとか公的な保育所よりももう少し長い時間延長保育を希望される方が来ていますね。そういう部分では、公的なものを補助しているのが、無認可保育所かなと思っています。

委員長 延長保育は、何時までされているのですか。

委員 ちは、9時までです。ほかの保育園では10時までやっているところもあります。

委員長 でも、小樽市の認可保育所は7時まで、それ以降の時間は認可外だけがされているということですね。

委員 先ほどの問11の保育サービスの利用希望で、そこに一般の方の希望の中に認可保育所を利用希望、それから無認可保育所を利用希望というのがそれぞれありますが、一般の方は、認可保育所と無認可保育所の違いというのがわかるからこういう答え方をしたんですよね。無認可がいいと考えているから、認可でないところを希望されているということですね。

事務局 この辺は、アンケート調査の中に用語の解説などを入れておまして、ある程度わかるようにはなっています。

委員 そうすると、認可保育所だからできて無認可だからできない、あるいはその逆ということがきつと今のお話の中であって、ひとつの差別化になって利用する側の選ぶ基準になっているということも考えられますね。

ですから、それを一律にした方がいいのか、あるいはひとつの特徴としてそこをもっと充実させていくということも考え方なのかとは思いますが。多分、あまり制約を受けずに、保育という理念の基に自由といたら失礼かもしれませんが、例えば役所の意向とか、あまり考えずにいいと思うことをどんどんやれる環境にあるのではないかと思います。

ですから、そこに対して良いものは残しつつ、予算的に厳しいなら、そのまま予算だけを補助するような体制をとるとか、あまり何もかも同じにする必要はないのではないかと思います。

そうすることで、もちろんフラットな平均的なサービスは可能になるかもしれませんが、逆にその本来の良さがなくなって、みんなどこへいっても同じようなサービスしかしてもらえないということにもつながると思います。

委員長 認可保育所の立場から見て、無認可と認可保育所の違いはこういう点にあるのではないということはどうでしょうか。

委員 入所できないというか希望される保育所に入所できない場合に、無認可保育所にすぐお世話になっていて、やはり私たちも最低基準という保育所の枠の中でやっているの、入園したいといっても保育士の人数が足りなかったりして、入園できない場合にはこちらの方で対応できるまで、無認可保育所ということでお世話になっています。

委員 どうしても認可だとある段取りを踏まないと、入所までいかないというのがありますね。今日手続きをして明日ということにはならないですね。本当に緊急性のある場合は、なかなか難しいとは思いますが。

委員長 役割分担というよりは、もう制度として認可ではここまでしかできないので、それ以外は無認可でやらざるを得ないので、必然と差が、法律上、制度上いやおうなく差がついてくるということですね。

認可の場合は、入所に手続きが必要だけれども、無認可の場合は、先ほどお話があつ

ていて役割分担というよりはもうそうせざるを得ない現状がそれを求めているということですね。

委員 最低基準というしぼりがあるので、そこから出ていくことができないですね、認可されていると。そのくくりの中でのということになるので融通がきかないこともあるとは思いますが。

委員長 法律の建前として、手続きに一定のものを求めている。逆にいうと、無認可保育所がないと困るお子さんたちもいるわけですね。

委員 利用希望の下のところに一時預かりとか病児・病後児あるいはその前のファミリーサポートセンターですか、こういうことというのは、今できないから、希望としてあがってきているのでしょうか。

事務局 このファミリーサポートセンター、それから病児・病後児保育は、今小樽市内では基本的にはそういう制度はないです。ですから、ニーズとしてはあるということです。

委員 結構な量、人数おりますよね。

委員長 それで今保育所、認可における公立と民間におけるサービスの違い、あるいは認可と無認可の役割分担というよりは、認可ができないことを無認可が補っているといったことが指摘されたわけですが、例えば、認可における公立保育所と民間保育所の現状の違いありますよね、子育て支援センターは公立が担っていて、民間はなかなか着手することができない。他方で一時保育や延長保育あるいは独自の保育サービスは民間の方が積極的にしているといったような役割分担を今後もこういう形でお互いに役割分担し続けていくのがいいのか、あるいは官民区別なくという方向でいくのかといった議論があると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

委員 難しいと思うのですが、市町村によっては、公立と民間が同じように保育士の集まりの中で交流しているところもあるのですが、小樽は完全に民間は民間、公立は公立ということになっています。

委員 保育士会はありますけど。

委員 保育士会は以前はたくさん人数がいたみたいですが、今は公立がメインで民間で入っている保育士はほとんど数は減ってきています。なかなか交流する機会というのがなくて民間だけ見れば、研修の持ち方も民間は民間でということで、民間保育協議会に11園入っているのですが、そこはそこだけで研修を計画して実行していくという形をとっているのです、確かに保育士会で何かあれば御案内はいただくのですが、数的にはたくさん保育士で勉強しましょうという機会はなかなか取れないので、情報交換ももちろんできていない状態なので、やっていることがお互いよくわからないですね。

委員長 ほかの都市はどうなんですか。

委員 そこそこの市町村によって違うと思います。保育士会内に公立も民間も一緒にいるところもあるみたいですが、深く話を聞いたことがないので、わかりません。

委員長 もし、交流する場があれば、こことここで延長保育をやっているから、ここはしなくてもいいとかあるいは一緒にするとかという話になるのでしょうか。



委員 ニーズの問題もありますね。例えば、今、中央保育所で休日保育をやっていますが、アンケート上はすごく人数が多かったのですが、実際に始めてふたを開けてみますと、本当にえっというくらい少ない人数でしか利用される方がいないので、実際数を見ていくとかなり病後児保育、一時保育、延長保育もありますが、これをやるためには、ある程度お金を徴収することになりますね。

保育料のほかに特別保育でお金がかかるときに、親御さんがお金を出しても利用するかどうかというところがすごくシビアなところであると思います。

事務局 そうですね。休日保育の話題が出たのですが、平成20年度の実績で、1日平均の利用者は4人程で、目標としているのはもう少し多かったですのですが、これについてもニーズ調査を5年前に行いまして、その時にはニーズがありました。それで小樽市としても19年からスタートしましたが、利用者はやはり思ったよりも少なかったわけです。

ただ、登録をしている方が結構おりまして、いざとなったら使いたいということで登録をしておいて、その上である休みの日に使うか使わないかというのが出てくると思いますが、今言った4人というのは、実際に利用されている人数で、登録されている数はかなり多いものですから、ある意味保険のような役割として、登録されている人が多いということは役に立っているのではないかと考えています。

委員長 公立保育所でも延長保育をしているところがありますね。

事務局 あります。

委員長 そういうところも、延長分についてはプラスアルファの保育費用を徴収しているのですか。

事務局 延長保育の場合は、若干お金をいただいております。休日保育は、1日、1,500円、延長保育は、1日150円で、1か月最大で3,000円まででそれ以上超えても3,000円です。

委員長 1時間につきですね。

事務局 1日につきですが、実際には6時から7時までですから1時間です。

委員 でも、7時まで使わない場合もあります。

委員長 1回使うと150円、5分でも150円ということですね。

民間保育所だからできる独自の保育サービスというのは、例えばどういうのがあるのですか。

委員 補助事業ではなくて、自分のところだけで一時保育をやっているところがあります。補助金をもらうのではなくて、定員に満たないその部分で一時保育をしている保育園もあります。

委員長 それは、保育収入を実費でもらっているのですか。

委員 それは、利用される方から徴収しています。

委員 補助のときと同じくらいの金額でやっています。

委員長 例えば、公立保育所は決まったルールの中で保育サービスをするけれども、民間は独

なことはあるのでしょうか。

委員 やはり延長保育を行っている、自分の仕事の場合はどうしても6時を過ぎてしまうからといって、延長保育を行っているところを選ぶ場合もあります。

うちも延長保育行っておりますが、やはり延長保育があるからと入所申込の理由に書いてあることもありますね。

委員長 そうするとやはり、仮に公立保育所との関係で競争があるとすれば、独自色を持ってやっていった方がいいということですかね。

委員 最近の親御さんは、結構、保育内容とか施設とかを見に来て選ばれる方がいます。

委員 事前に見学にいらして、1人で何園が見て歩くお母さんたちが多いですね。何箇所か見て、ここに決めるという方がたくさんではないですが増えています。

委員長 詳細に施設の状況とか延長保育をしているのかとか保育の内容についてですね。

今の議論について、何か御質問等ありませんか。

お聞きしますが、無認可だから積極的にできること、無認可だからできないことはたくさんあると思うのですが、無認可だからむしろ積極的にできることというのはありますか。

委員 父母のニーズに合わせて臨機応変に対応することは、独自でできますが、ただやはり何をやるにもお金がないので、結局はその職員の労働の負担になったりですとか保護者が負担するとか、そういう部分ではやることによってコスト的な部分は保証されないけれども、やらざるを得ないという部分がありますので、いろいろなことをやることによって職員が最低賃金で働いているにもかかわらず、負担が多くなるという部分はすごくありますね。

委員長 そうすると何と言いますか、選択的に無認可で行っているのではなくて、やむなく無認可で行っており、できれば認可で行ってほしいということですか。

委員 できれば公的なところでやるのが、私は最適だと思いますね。やはり職員の最低賃金で、うちは1時間670円で20年30年経っても、私もそうなんですね。そういう部分では、子どもにかかるのも片方は税金できちっと保育されていて、片方は保護者が働いているので小樽市にも税金払っていますよね、でも子どもは平等ではないという部分では、子どもにも差がでていたりとか、それは実際に思いますね。

委員長 そうすると進んで無認可をしているのではないということですね。

委員 補完的な役割と捉えています。

委員 今まで、例えば認可保育所にするという運動とか、お願いはしてこられたのですか。

委員 認可にはしないつもりです。その代わりに、公的ところでそれが対応できたら、やめてもいいと思いつつ、36年間保育をしております。

委員長 公立保育所とか認可における公立・民間保育所で9時までの延長は、法律上可能なのですか。

委員長 例えば、認可保育所で明日からお願いしたいとか、手続きを通さないで緊急的な保育

事務局 それはですね、いわゆる保育に欠けるかどうかをまず判断しいといけない、そこから始まります。いろいろ書類を出してもらいまして、そして、保育料を決めるための前年の所得を出してくださいとか、そういう手続きが必要です。もし、緊急なものとなれば、公立でも若干やっておりますが、一時保育というところになると思います。

委員長 一時保育であれば、今日からでも構わないのですか。

事務局 今日というのは、難しいかもしれません。通常よりも時間は短くて済むと思いますが、認可外保育施設のようなことは無理だろうと思います。

委員長 認可保育所で9時や10時までできないというのは、スタッフの問題などですか。

委員 そうですね。やはり、需要があればということだと思います。

委員長 1人や2人では採算がとれない。

委員 そうということになりますね。

委員長 救急救命センターのように、みんなで集まって、今日はここから1人の保育所の先生が行ってとかどうなんですかね。素人の考えですけど。

委員 例えば、月・火・水・木・金まで決めておいて、月曜日はどこ、火曜日はどこというように決めまして、お子さんを動かすことになってしまいますけど、そういう体制作りはできますよね。

毎日どこかの保育園で、延長保育をやっているところが1か所だけあって、市内のそういう必要なお子さんを全部そこに集約させると効率がよくなりますね。それができるかどうかは別ですけど。

委員 1日の保育の中で、その子がたまたま延長保育になるとしたら、誰が連れて行くのか。お母さんはいないわけですから、だからといってその日その保育園に1日入れるわけでもないですから。

委員長 深く考えると、難しいですね。

委員 実際保育されるのは子どもですから、子どもがいろいろなところに連れていかれることを考えると、やはりそれはできないと思います。精神衛生上すごくよくないと思います。

委員 休日保育もやはり同じような考え方で、日曜日だけだからと1か所開けてはいますが、それも親御さんにしてみれば預けたいけれど、子どもが泣いたりその日1日違うところに行くからというので、おばあちゃんに預けるなり来てもらったりしていますね。

委員長 そうすると仮に制度的には可能であったとしても、対象が子どもだから物じゃないから、あっちに行ってこっちに行くと動かすことができないことを考えると、常時8時9時という遅い保育を必要とする子は、やはりそれを受け入れる常時可能な無認可というかそういうところに行かざるを得ないわけですね。あるいは、どこかの認可保育所で、うちは常時延長保育夜12時までやりますとなると、ニーズのあるお子さんが選んでくることになりますね。

委員 どのくらいの人数がいるのかということになりますね。コスト的なことを考えると、

ければ、なかなか動けないのかなと、民間は特にそうですが、ぎりぎりの人数でぎりぎりの運営をしているので、なかなかそう何かをするというのは、すごくハードルが高いですね。なかなか民間がやるとはならないのではないかと考えています。

委員長 認可外で9時まで使うお子さんは、何割くらいいるのですか。

委員 常時使う子は、親御さんの職種があるので、今日は2人、だいたい8時くらいまで残りますね。そうすると2人職員がいるので、コスト的には、30分350円徴収して、大体1時間700円ですけど、人件費が670円で水道光熱費を入れるとはっきり言うと、そういう事業をやるとやればやるほど赤字になるんですね。やはり、さっき言ったように、やるからには赤字を出してもというやる覚悟がなければ、なかなか実際には難しいと思います。

委員 8時までお預かりすると、給食を用意しないとなりません。

委員 土・日の夜はお弁当を持ってきてもらっています。本当は給食を出したいのですが、そこで調理員を雇うと、1人いるのに支出が3,000円も4,000円にもなりますので。

委員 札幌で8時までやっているところとか長時間やっているところがありますが、7時までですと軽食で回るのでですけど、8時までお預かりすると夕食を出さなければならないので、その分やはりコスト的には大変になります。

委員長 深刻な話を聞いた後で、保育所の関係以外の委員の方で何か御質問・御意見等ございますでしょうか。

委員 今、お話を聞いてですね、例えば場所的な地域的な理由で認可外の保育園を選んでいかれてる方というのは、それほど気にする数字とかイメージではないですか。

委員 認可外の場合は全市的にきていますね。

委員 やはりそのお言葉を借りれば、公的な場所がサービスの幅を広げて対応が可能であれば、自分たちの場所は必要ないとのことでしたが。

委員 先ほど言った自分の場合は、それがあればきっとそうだと思っています。休日保育もすごく少ないというのは、全然知らないところにぼんと日曜日だけ預けるのは、子どもも不安だし親もすごく不安だと思うのです。登録はしていても実際には二の足を踏むという部分では、休日保育も自分の行っている園が休日保育をやっていれば、もう少し人数的には多くなるのではないかと感想としてはありますね。

委員 例えばですね、仕事柄札幌ですと繁華街のすすきのに行きますと、深夜でも夜の就業人口が多いので、保育園とか何て言うのか結構な数が点在して運営が成り立っています。小樽も、もし夜だけの部分でスポットを当てるとすると、花園という繁華街がありまして、私もよく仕事柄接待で使いますけれど、結構働いている女性の方で、子どもが小さい方が普通に働いています。潜在需要というのは、結構あるかもしれないと思います。ですから、通常の9時くらいまでのパートでお仕事をされている方たちの需要はもしかするとお金を払ってまでそのパートの時間を勤務して子どもを預けても、多分自分の給料としてはあまりプラスにならないという条件で利用がないかもしれない。ごく

思います。仮にあそこに市の方で通常の認可保育所と同じような支払形態といいますか費用形態で利用できる場所があれば、もう少し実態数字は上がるのではないかと思います。仮に、夜だけ預けるとすると施設的は運営が成り立たないでしょうから、昼も付随してやっていると、そういうものが、すべての保育所でそれをやっても分散してしまうかもしれないですけど、小樽の場合ですと土地柄仕事柄というのでしょうか花園エリア、ここの市役所周辺ですね、仮に認可の保育所で夜遅くまで本当にやっているところがあると、もしかすると需要がでてくるのかとも思います。

先ほど、住んでいるそばが利用したい場所ですよというアンケート結果が一番多く出ていましたが、保育園を選んでいる方々もおられることを考えると何が何でも近い場所ではなくてはいけないというのではなく、施設であったりサービスの内容であったりという選択の幅を持てる環境にある保護者の方も多し、どうしてもそこでなければいけない人ももちろんいるとは思いますが、ですから、卵が先か鶏が先かわからないですけど、需要があるから作るのか作ったら実は需要がでてきたのかというのは、難しいでしょうけど、調べてみたいと思います。

委員長 認可外では、夕方以降深夜就業されているお母さんもいらっしゃるのですか。

委員 ありません。

委員長 そういうお子さんを預かる保育所は、小樽市内にはあるのですか。

委員 託児所でありますね。たんぼぼさんは一時保育とか夜ちょっと預かってという託児所で、普通の家、民家でそこにお住まいの方がやっています。

委員長 いわゆるすすきのとかにあるベビーホテルというのは、小樽市にはないのですか。

事務局 ありません。

委員長 彼女たちは、お子さんをどうしているのでしょうか。

委員 やはり、お父さんお母さんが健在で元気だから預けている、御主人が預かっているという話は、私が聞く限りではまずない、特にシングルマザーが多いですから、結構不思議だなと思って見えていますけど。

委員 日中保育園を利用されている方もおりますね。

委員長 認可外の場合は、常に定員を超えている状況なのですか。

委員 定員を下回っていますね。というのは保育料がうちは一律なので、保育料を払って預けられる収入がある人は、ある程度きちっとしたフルタイムで正職で働いている人でないとなかなか認可外の場合は預けられないと思います。

委員長 逆に認可の方が高くなったりする場合もあるのはでないですか。

事務局 そういうこともあります。

委員長 保育料が月7万円とか8万円の人もいますよね。

委員 2人目3人目になると、3人目は無料なので、やはり無認可の方が高いですね。うちは2人入れると10万くらい、3歳以上児でも3歳未満児でもかかります。

委員 保育内容がいいと言って、無認可を選ぶ方も中にはいますね。

委員 そうですね。

委員 認可外は自由がきいて、保育内容がいいとって選ばれる親御さんもおりますね。

委員長 選択的に無認可を選んでですね。そこはやっぱり認可の枠の中ではできない保育サービスを提供するからですかね。

委員 そうだと思います。

委員長 無認可でもかなり余裕のある保育所ではないですか。

委員 余裕はないですね。結局、職員の最低賃金で、普通であればきちっと雇用してボーナスも払うし給料もそれなりのものを払わなければいけないのを、就労している者が1時間670円でなおかつボーナスも手当もなく、20年も30年も勤めているというところで、なんとか赤字を出さないように運営しているだけですので。

委員長 無認可に対する補助金の額というのは、国で決まっているのですか。

事務局 決まっていません。

委員 国と道からは出ておりません。小樽市からは補助金をいただいております。

事務局 小樽市は、市内にある認可外保育施設の中で、特定の条件を設けまして、不特定多数のお子さんを預かっているなど認可保育所を補完するという一定の条件を設けて、今4か所の認可外保育施設に子どもさんの人数に応じて補助金を支出しております。

委員長 市の独自事業ですか。

事務局 そうです。

委員長 少子化といいながら、いろいろやっていますけど、こういうところにお金を使っていたきたいと思いますね。

委員 私たちは、毎年、道と国にもお金を出してほしいと厚労省とかにも行きますけど、認可にするようにということで、実際には無認可にいる子どもたちには、なかなか光が当たらないですね。

委員長 そうすると、認可保育所の枠の中での公立と民間の違いというのは、ある意味財政措置のある子育て支援か若しくは一時保育、延長保育というところですけども、認可と無認可の役割の相違という点でいうと、むしろ役割分担というより認可で果たしていないところを補完的に長時間保育であるとか緊急性のある一時保育を補っているという点で、それは今の制度の枠の中では認可保育所での対応はなかなか難しいということになるわけですね。

委員 先ほど、すすきのの話がありました。例えば保育園なんですけど、今風の保育園と言うのでしょうか、名前で言ったら「ももちゃんナーサリー」というのがですね、札幌なんですけど、フランチャイズなんですけど、女性の起業家の方が10年くらい前に起業して、とても人気があって、どんどん増やしているのです。いろいろなところに同じイメージの保育園があって、24時間開放しているのです。多分、ちゃんと利益が出るから増やしているのだと思います。札幌市でも同じ保育園が何箇所もあつた。これはかなり

ませんけども、こういう場の中ではふさわしくないかもしれませんが、やり方が違うのかなというか、やり方をちょっと変えれば、多分無認可だと思います。

無認可でなおかつこのように企業ですので利益を上げていかないと増えないと思います。きっと利益を上げて成り立っているということは、そこに何か新たななというか、ここで議論されていない何かがあるのではないかと思います。需要と供給のバランスというのは、札幌と小樽は全然違うと思いますが、でもそれを知ることが、ひとつ必要なのかなと思いますね。ですから、新しい時代の今の女性が仕事を持って社会の中で活躍している、そこを支えるひとつの隙間産業みたいなところがありますね。

それで、なおかつきちっと社会の中で歯車に含まれて成り立っていることも、やはり小樽の今の実情ではないところ、その辺も研究する価値があるのかなというふうに考えました。ここには、そういう専門家がいまないので、ホームページで例えば企業の内容くらいは公開していると思います。

どのくらいの収入があって、どのくらいの支出があるかぐらい、その辺からも、もしかしたらいい糸口が見えてくるかもしれませんね。

委員長 「ももちゃんナーサリー」は無認可ですか。

委員 認可外です。

委員長 株式会社ですか。

委員 そうですね。「ももちゃんナーサリー」以外にも似たようなところが、ほかにもあります。みんなわりとおしゃれな保育所です。ピンクの建物でかわいらしい、子どもたちが中で遊んでいる様子がガラス越しに見えます。とっても明るくて、ビジネス街が多いですね。

委員長 保育所の先生方御存知ですか、「ももちゃんナーサリー」というのを。

委員 マイカルができたときにありました。ミルクを持って歩かなくても、そこへ行くとミルクを作ってくれて、ベビーフードも買えるという話を聞いたことがあります、いつのまにかなくなっていましたね。

委員 前に24時間預かるところも民間でありましたね。

委員 企業が儲けるということは、どこかコストを下げなければいけない。多分、小樽で展開できなかったのは、それなりの需要がなかったのとやはり支出の方が多かったと思いますね。小樽の中では、そういうフランチャイズみたいなのは、なかなか難しいのかなというのと、そういうところは「ももちゃんナーサリー」とかもそうですけど、一時保育に対応したりとか、働く者はすごく大変ですね。だから、逆に札幌みたいな大都市でなかなか核家族で預かる人がいないという部分がどんどん増えてきているのかなと、あと24時間やっているの、緊急性とかちょっと買い物をするときにも2時間とか3時間とかできるので、そういう部分での需要が小樽とはやはり地域性も違うのかなと思います。

委員長 可処分所得といいますか、入るだけの収入がある世帯が多いかもしれませんね。

認可保育所と無認可保育所の相互補完関係、それと認可保育所の中の公立と民間の役割分担という異なる領域を担っているという点で皆さんからお聞きいたしました。何

委員 今、小樽として子育て支援に対する企業の休暇とか、そういうのはないのですね。例えば、会社で子育て支援に協力しましょうとって基金みたいな感じで出すとかというのはいないのですね。

事務局 特に、組織だった動きはないです。

委員長 ほかの委員の方、何かございますか。

委員 私は、自分の持っている経験からは、何か切り込んでいく材料がないものですから、ただし、認可外の話聞いていましてね、子どもが好きなんでしょうね、それから、子どもが大事なんでしょう、もう赤字でないぎりぎりのところでね、子育てに専念されている。こういう状態のところに、そんなたくさんの援助でなくても、ほんのわずかの援助をですね、今やっている援助からプラスアルファしてやると、非常に楽になるのではないかなと、子どもを思う気持ちを行政側はもう少し考えてもいいのではないかという気がいたしました。

事務局 十分な補助金だとは思っておりません。

委員長 あとやはり市民の方もこういうことをもうちょっと理解を持って関心を持たれるといいかなと思いますけどね。

委員 将来のことを考えたら、いかに子どもが大事かということみんな知っているのです。それをバックアップできるようなものがないのかなと、そんな思いをしますね。実際にこういう事を考えていたら、本当に大変で、将来の小樽、日本を考えていけば、本当に大事だと思いますね。そう考えれば、何とかならないかなと。例えば、予算の面でも、もう少し何とかなりそうな気がするのですが。でも、問題はそういう人がリーダーシップをとってやれば、広がるのではないかと思いますね。

小樽市のためにと、この間、市長が言っていた3,000万円くらい集まるのだからそう考えれば小樽のためにこれを使ってくださいという人がいるわけだから、それを子どものために何かできそうではないかと思うのですが、どうでしょうか。

委員長 ほかにございませんでしょうか。大体、時間も来て、皆様方の御意見も出たと思いますので、いろいろな御意見が出ましたのをまとめていただきたいと思います。

次に、次回会議日程と予定されている議題について、事務局から説明をお願いします。

事務局 次回の会議日程ですけれども、7月6日の週を予定しております。日程につきましては7月6日の週で調整いたしまして、後日、御連絡したいと思います。

予定している議題としては、これまで1回目から現状ですとか課題、具体的には保育需要と保育所の配置、将来的な保育需要の減少への対応、施設の老朽化、今日議論いただいた保育所の役割等を踏まえまして、将来的な小樽市全体の保育所の在り方、子育ての在り方、あるべき姿というかそういうことについて、御意見をお伺いしたいと思っております。

委員長 それでは、次回委員会は7月6日から10日の間で、開催時間は本日と同じ午後4時からということで、事務局で調整をさせていただきまして、御連絡がいくかと思っております。

次回の委員会では、これまで御議論いただいた保育所の現状と課題あるいは今日の話題に出ました役割分担、そしてそれを踏まえて将来的な小樽市の保育のあるべき姿につ



以上で、本日予定しておりました議題は終了しましたが、委員の皆様方から何か御意見等ありますか。事務局の方から何かありますか。

事務局 公立の真栄保育所を昨年4月に民間移譲し、昨年度改築工事をいたしまして、今年の4月1日から「あおぞら保育園」として新築した建物で保育が開始されておりますので、委員会としまして、その保育園を視察するというのであれば、次回の委員会の前にも、御都合がよければ、3時くらいにお集まりいただき、保育園を見ていただいた後、4時から会議ということを考えております。

委員長 その時に合わせて、保育所希望の方はその日程でよければ、まず、日程を決めて、3時に集まっていける方、いけない方は4時に直接会議にきていただくという形にしたいと思います。

事務局 そういう形で御案内いたします。

委員長 これで、今日の委員会を終わりにしたいと思います。  
長時間にわたりどうもお疲れ様でした。